

2017年4月から6月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/4/10	2017年度地層処分説明会(仮称)の実施	2017.4.10~2017.7.31	1式	㈱電通	97,189,986	
2017/4/10	2017年度地層処分模型展示車等を活用した対話活動	2017.4.10~2018.3.16	1式	㈱電通	96,327,792	
2017/4/28	2017年度Facebook運用サポート業務等	2017.4.28~2018.3.31	1式	㈱オーシャナイズ	12,901,680	
2017/5/19	カラー複合機のリース	2017.6.10~2022.6.9	1式	㈱大塚商会	85,736,880	
2017/5/22	全国紙等を活用した社会各層への広報の実施	2017.5.22~2017.8.31	1式	㈱産経デジタル	40,505,400	
2017/6/22	火災シナリオの評価の信頼性向上に関する検討	2017.6.22~2018.3.16	1式	㈱IHI	19,980,000	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/4/27	討論会等の開催及び事前告知・事後広報の実施	2017.4.27~2017.10.31	1式	㈱博報堂	99,770,400	
2017/5/10	次世代層を中心にした広報の実施	2017.5.10~2017.12.28	1式	㈱電通	38,124,000	
2017/5/22	自主的学習活動団体を通じた広報の実施	2017.5.22~2017.9.29	1式	㈱産経デジタル	42,120,000	

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/4/10	処分場概念に基づく設計・安全評価の知識ベース化の検討	2017.4.10~2017.6.30	1式	㈱QJサイエンス	64,000,000	
2017/6/12	コミュニケーションツールの機能拡張	2017.6.12~2018.3.16	1式	サイエンスソリューションズ㈱	7,562,808	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/4/25	最終処分費用新積算システムの機能整備	2017.4.25~2017.7.31	1式	原電エンジニアリング㈱	3,888,000	会計規程第21条第4項
2017/5/26	NewsPicksを活用した広報の実施	2017.5.26~2017.7.31	1式	㈱ニューズピックス	3,024,000	会計規程第21条第4項

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。